

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公開番号】特開2008-212698(P2008-212698A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2008-105182(P2008-105182)

【国際特許分類】

A 61 C 7/08 (2006.01)

【F I】

A 61 C 7/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

最初の歯の構成から連続する歯の構成へと歯を再配置するためのシステムであって、前記システムは、歯を受け入れ、かつ再配置するように形成されたキャビティを有するシェルを含む複数の増加位置調整器具であって、1つの構成から連続する構成へと歯を移動させるために患者によって連続的に装着される複数の増加位置調整器具を含み、

第1の器具は、シェルを含み、前記第1の器具は第2の器具の形状と同じ形状を有し、かつ別の器具において対応する部分の剛性とは異なる剛性を有する少なくとも一部分を有することを特徴とする、システム。

【請求項2】

前記第1および第2の器具の形状と同じ形状を有し、かつ一部分において前記第1および第2の器具の対応する部分の剛性とは異なる剛性を有する第3の器具をさらに含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記第1および第2の器具のシェルの剛性は、前記シェル全体にわたって均一である、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記第1および第2の器具のシェルの剛性は、前記シェル全体にわたって不均一である、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

均一であり、かつ前記第1または第2の器具の剛性と実質的に同じ剛性を有する少なくとも第3の器具をさらに含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

実質的に類似する剛性を有する器具が、実質的に類似する歯の移動を引き起こすために使用され、前記歯の移動は、チッピング、並進、根元からの直立、回転、押し出し、侵入、およびこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記器具の少なくとも一部の剛性は、歯を受け入れ、歯を所定の歯の構成へと弾性的に再配置するのに適切に可撓性である、請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記第1および第2の器具の前記シェルの第1および第2の部分は、各器具の対応する位置に配置されており、前記第1および第2の器具の前記第1の部分の剛性は互いに異なる、請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記第1および第2の器具の前記第2の部分の剛性は互いに異なる、請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

シェルを含む少なくとも1つのさらなる器具をさらに含み、前記さらなる器具は、前記第2の器具の形状とは異なる形状を有する、請求項1に記載のシステム。

【請求項11】

前記器具は、前記歯のうちの1つ以上の歯に対して弾性配置力を及ぼすように設計され、かつ製造される、請求項1～10のいずれか一項に記載のシステム。